

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証について【結果分】

部局等名 上下水道部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
208	<p>3. 下水道施設</p> <p>(9) 下水道施設に関する監査の結果</p> <p>⑦ 劣化傾向の把握 (措置の方向性について)</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修繕が必要な個所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言いがたく、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成23年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要である。このため、平成22年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。</p>	<p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討してまいります。</p> <p>(施設管理課、業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>劣化傾向の把握については、布設後50年を経過した管渠の点検調査を交換、修繕が必要な個所を中心に、平成20年度より実施しており、残りの調査未実施分については、平成22年度より実施区域を計画的に定め劣化傾向の調査を実施することとしております。</p> <p>現在、菜園・内丸地区を中心として50年経過管約32kmに対して約25km（78%）の調査が終了し、今後は劣化傾向の調査で得た情報について各種維持管理計画等に反映させることとしております。</p> <p>(下水道整備課、下水道施設管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。